

(財務部)

【財政調整基金への積み立てについて】

(質問)

一般会計補正予算第6号で、財政調整基金に一般財源から15億円積み立てるとなっていますが、その理由と15億円の算出根拠について教えてください。

<答弁>

財政調整基金への積立につきましては、平成25年度の決算状況を踏まえ、財源の年度間の調整を図る観点から、経済事情の変動や臨時的な財政需要などによる財源不足に対応するため、前年度の繰越金を活用して行うものでございます。

また、金額の根拠につきましては、平成25年度における市税等の主な一般財源の決算額と当初予算額との差し引き増減額の合計が14億5千万円であったため、その相当額を財政調整基金に積み立てることとしたものでございますので、よろしくお願い致します。

(質問)

平成25年度決算では約42億円の黒字収支となっており、15億円を財政調整基金に積み立てても、かなりの額が余剰金として生じていると思います。この余剰金については、特段、使用する計画がないのであれば、財政調整基金に更なる積み立てを検討されたら良いのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

この9月にお示しいたしました平成27年度行財政運営方針におきまして、実質赤字比率の早期健全化基準である11.25%(約90億円)を目安として、中期的(平成30年度頃)にはその2分の1程度の6%分(約45億円)の積立残高を目指すという考え方を念頭に、平成27年度末の財政調整基金残高を標準財政規模の3%以上とする目標を設定しております。

今後とも適宜、財政状況を勘案しつつ、全体のバランスを計りながら、財政調整基金への積立も含めて持続可能な財政運営に努めます。

(意見・要望)

財政調整基金の残高が増えることは市にとっても市民にとっても望ましいことだと思います。今回基金残高の数値目標や計画をたてられたことを高く評価しますし、まずは、その目標や計画を達成できるよう、持続可能な財政運営にご尽力頂くことを強く要望しておきます。一方で、基金残高の数値目標や計画をたてられたのであれば、起債残高の数値目標や計画についても今後、たてて頂くことを要望しておきます。

(総務部)

【債務負担行為補正について】

(質問)

一般会計補正予算第6号で、かなりの量の債務負担行為補正がありますが、そのうち、文書送達業務委託について、業務の詳細と委託にする理由を教えてください。また、現状では、誰がどのような形で文書送達を行っているのか教えてください。

<答弁>

文書送達業務の委託内容については、市役所本庁舎と学校などの出先施設、約120施設との間を、市役所の開庁日に、特定信書便事業者が2台の車で巡回し、文書の送達、回収を行うことを予定しています。

委託化により、文書送達業務に要していた時間を削減し、各施設における管理運営等の業務に資源を集中しようとするものです。

委託化については、学校用務業務の見直しを進める中で、教育委員会事務局と学校施設との間における文書送達業務の委託化を検討していましたが、学校施設が市内にくまなく配置されていることから、あわせて学校施設以外の施設も対象に含め実施することとしたものです。

現在の文書送達業務の執行体制については、当該業務のみに専従する職員は配置していませんが、学校施設においては、全59校を9グループに分け、それぞれのグループの学校用務員が公用車により行っており、学校施設以外の施設は各施設の職員がそれぞれ行っています。

(質問)

今回の業務委託によって、現状のように職員が文書送達の為だけに、移動を余儀なくされることは一切なくなるのでしょうか。

<答弁>

緊急時など特にやむを得ないときを除き、基本的には文書送達のためだけに移動を行うことは解消されるものと考えています。

(意見・要望)

効果的、効率的な業務執行のための取組みであることが理解できました。

【事務分掌条例の一部改正について】

(質問)

市議案第113号豊中市事務分掌条例の一部を改正する条例の設定について伺います。組織機構改革によって、組織体制を再編成することに伴い、紙面上だけでなく、実際に物理的、物質的な移動、空間的に大きな改造が必要になるかと思いますが、新年度からすぐに新たな組織体制で実働することが可能になるよう、そういった物理的な再構築についても既に計画がなされているのでしょうか。

<答弁>

組織・機構改革に伴う事務室等の配置計画については、資産活用部の所管となりますが、現時点においては確定していません。事務室等の再配置を検討するにあたっては、来庁者がとまどうことのないよう、窓口の動線には充分配慮するとともに、再配置に要するコストや事務を執行する上での機能確保などを勘案し、総合的に決定していくこととなります。事務室等の再配置は、4月1日には整えていることが基本的な考え方ですが、大規模な事務室等の移転については、市民サービスの低下を招かないよう、閉庁日に行うため、若干時期が前後することもあります。新年度の早い時期に完了できるよう実施する予定です。

(質問)

組織・機構改革(案)の基本方針に、社会経済情勢の変化や行政需要に対して、迅速かつ的確に対応するため柔軟で機動的な組織体制を構築するとありますが、これまで実施してきた複数の課を束ねるセンターや、縦割りの弊害を解消するために組織化されたチーム・グループ制を廃止し、部―課―系の組織構造に戻すと、ライン機能は強化されるかも知れませんが、従来の縦割りの弊害も強まる恐れがあるのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

今回、組織機構改革を検討するにあたっては、組織の構造や、チーム・グループ制などの組織機構に係る制度について振り返り、課題を検証した上で、組織構造等の見直しを行いました。

縦割りの弊害が強まるのではないかとのご質問ですが、特命事項の推進を図る「担当」の管理職の配置、複数の課の所管する事務事業を一体的に推進する担当長の設置、プロジェクト・チームの設置要件の緩和など、センターやチーム・グループ制のもっていた柔軟性や機動性という良い面については継承し、組織運営の硬直化を招かないよう、新たな制度に引き継いでいます。

(質問)

担当制の導入により、かなりの数の担当主幹が配置されるようですが、現状と比べて、管理職ポストの増大につながることはないのでしょうか。

<答弁>

担当の管理職については、喫緊の課題等行政需要に柔軟に対応することを目的に配置するものであり、政策を推進する上で、組織機構改革とセットで組織の内外に名称の打出し

が必要なものを、今回、お示しさせて頂いています。

今回お示ししている担当の管理職以外に、今後、業務の執行体制を確定させていく中で、特定の業務を処理させるため必要に応じて、スタッフ職の管理職が配置されることもありますが、理事等のスタッフ職の管理職を配置する場合は、部局ごとに今年度の配置数を超えないようにするとともに、将来的には減少させていく方向としています。

(質問)

人権文化政策監を配置することで、具体的にどのような効果、メリットを期待されているのでしょうか。

<答弁>

人権については、特定の部局だけが関わっているのではなく、全ての部局、全ての職員が人権の確立にかかわる仕事をしています。

こうしたことから、人権文化のまちづくりを全庁的・総合的に進めていくため、それぞれの部局が主体的に人権尊重の視点をもって施策を展開していく中で、人権文化政策監を配置することにより、人権尊重の観点から、各部局へ情報を提供し、推進状況の点検を行い、助言や調整を行う機能を強化するものです。

(質問)

人権文化政策監の設置に伴い、人権文化政策監のもとには人権政策課のみが配置され、人権文化部が所掌してきた文化及び芸術に関することは、新設される都市活力部に文化芸術課が新設され、そちらで所掌されることとなります。そうであれば、名称を人権文化政策監ではなく、人権政策監とした方が、所管事務の内容を表したわかりやすく簡素な組織名称と言えるのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市では、平成11年に人権文化のまちづくりをすすめる条例を制定し、すべての人の人権が尊重され、お互いの人権を大切にすることが当たり前のこととして受け入れられるようなまちの実現を目指しているところです。

人権文化とは、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのものであります。

人権が生活に溶け込み、私たちの行動にあらわれ、価値観となっはじめて、人権文化が構築されているといえます。

こうした人権に根差した文化が創造されたまちを実現するという条例の趣旨に基づき、「人権文化政策監」としているところです。

(意見・要望)

組織・機構改革によって、既存のセンターやチーム・グループといった横文字から、部—課—係と名称変更されたことは、分かりやすく、とっつきやすくなったと思います。センターやチーム・グループ制であっても、部—課—係であっても、双方の長所(執行体制の充実・強化、権限と責任の明確化、柔軟性、機動性)が取り入れられた制度になっていれ

ば、特に異論はありません。結局のところ、組織の名称や構造、体制よりも、その組織の構成員である職員の方々がどれだけ今回の組織・機構改革の趣旨、意図を理解し、実践されるかだと思いますので、今回の組織・機構改革の趣旨、意図をしっかりと職員一人一人に意識づけされるよう組織風土や環境づくりに力を入れて頂きたいと要望しておきます。一方、人権文化政策監の名称については、やはり、市民にはわかりにくい名称で誤解を与えかねないのではないかと思います。

(消防本部)

【豊中市消防本部を豊中市消防局に名称変更することについて】

(質問)

市議案第128号豊中市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について伺います。今回、消防本部の名称を消防局に改める目的と期待する効果について教えて下さい。

<答弁>

消防本部は、中核市移行に伴い、これまで高度救助隊の発足や豊能地域の消防広域連携の推進に関し、リーダーシップを発揮するなど、中核市消防本部としてふさわしい消防体制の構築に努めてまいりました。

平成27年4月から開始いたします池田市との消防指令業務の共同運用及び能勢町の消防事務の受託などの消防広域連携を契機に、政令市や中核市の多くが使用しております「消防局」に名称を変更させて頂くものでございます。

期待する効果といたしましては、政令市などと同等の名称となりますことから、消防のイメージアップが図られるものと考えております。

また、消防職員の士気の高揚が図られ、組織全体の責任感と使命感が向上することによりまして、住民への安心安全のサービスが、より一層向上するものと考えておりますのでよろしく申し上げます。

(質問)

名称の変更に伴い、施設の看板や消防車や救急車、制服や携帯品等々の架け替えや付け替え、更新が必要になるかと思いますが、とりわけ、現在使用されている制服や在庫として保管されているものの名称変更後の取り扱いについてはどのようにされる予定なのでしょう。少しでも経費のかからない、無駄にならないように努めて頂きたいと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

消防職員が着用しています、活動服、救急服などにつきましては、所属の識別等のため、消防本部の名称を表示しております。

これら被服につきましては、名称変更に合わせて、名称表示部分の仕様を見直し、整備を行う予定としておりますが、現在使用している又は在庫として保管しているものにつきましては、新たな仕様のもものが一定整備されるまでの間、継続して使用するなど、効率的な整備の検討を進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

(質問)

名称変更によって消防職員の士気高揚、組織全体の責任感、使命感の向上により、住民への安心安全サービスの向上につながるのであれば、全く異論はありませんが、是非とも、名称変更による経費の抑制及び既存物品の無駄の抑制には出来る限り努めて頂くことを要望しておきます。